

「歩行能力改善」 表示撤回相次ぐ

「歩行能力の改善」をうたう機能性表示食品の届け出撤回が相次いでいる。昨秋時点で13商品あったが、すでに10商品が撤回し、残り3商品も近く撤回してゼロになる見通し。一部商品の広告について、厚生労働省が医薬品と誤解されかねない表示だと指摘したことがきっかけで、ほかの商品も軒並み「撤回」する異例の事態になっている。

機能性食品

■昨秋時点で「歩行能力の改善」をうたっていた機能性表示食品

【すでに届け出を撤回】

- ・小林HMBトリプル抹茶味（小林香料）
- ・小林HMBゼリー梅干風味（阿）
- ・日常に必要な筋力維持に役立つHMBコーヒー風味（エルビー）
- ・歩コレンビ（ピタリア製薬）
- ・HMBイオロシニア（つうはん本舗）
- ・HMBチャージ（佐藤製）
- ・ララフォーク（キャネット）
- ・遊歩のチカラ（ラッシャーマン）
- ・アルークHMB（ワダカルシウム製薬）
- ・アルケルトEX（シーナコーポレーション）

【31日付で撤回予定】

- ・アミノエール（味の素）
- ・アミノエールゼリー ロイシン40（阿）

【撤回準備中】

- ・ヘルス スイッチ 筋力（協和）

厚生省「医薬品と誤解も」消費者庁、食品に見直し要請

「機能性表示食品」の制度は2015年に始まった。企業は、その食品の効力について論文など一定の科学的根拠をそろえて消費者庁に届け出ただけで、「おなかの調子を整えるなど」と表示できる。効果や安全性などを消費者庁が個別

に審査・許可する特定原簿用食品（トクホ）よりも緩やかな制度で、届け出済みの商品は1000を超え、11社13件届け出

た。さらに今年31日付で2月に見直しを要請し、今年2月未だに10商品が撤回し

た。さらに今年31日付で2月に見直しを要請し、今年2月未だに10商品が撤回し

おそれがあるという。同じ文言を使うこと自体が薬機法違反に直結するわけではないが、指摘した商品の割合「健康の維持・増進に役立つ」限りで表示を認める機能性表示食品の範囲を拡大すると判断した模様だ。担当者は「医薬品と誤解される食品が販売され続けられ、適切な治療の機会が失われる危険性もある」と話す。

「OKだったの」

消費者庁は、届け出内容について形式面でのチェックはしているが、医薬品との表示の重なりまでは審査していないという。他方で、受理されたことで国の「お薬付き」が得られたと、思った企業もあるように、ある企業担当者は「一度はOKをもらったのに……」と話す。同庁は今年26日、届け出る企業向けのガイド

ラインを改正し、「事前に医薬品情報も確認し、誤認されるおそれがないよう留意すること」を求めた。

31日付でアミノエールなど2商品の届け出を撤回する味の素は、機能性表示食品ではなくなることを顧客に説明する文書に、「改めて制度と照らし合わせた場合に、届出表示を見直す必要があると判断した」と記載。4月1日出荷分からは、中身や成分は一切変更せず、通常の健康食品として販売するといふ。

健康食品に詳しい大野智・島根大教授は、「機能性表示食品は、手軽さが簡便化されて企業の責任で表示できる制度だが、医薬品のように病気を予防・治療できるわけではないことが大前提。企業は届け出前に慎重に確認し、消費者も薬とは違うことを認識してほしい」と話す。（野村吉実）